様式第4号（第3条関係）

日常生活用具住宅改修費

日常生活用具等申請却下決定通知書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

（申請者）　　　　　様

丸亀市長

　　　　年　　月　　日に申請がありました　　　　　　 の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたのでご承知ください。

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。